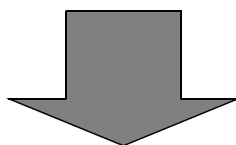


小委員会での検討事項（進め方の案）

府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討

○ 政策提案・提言機能を一層強化するには・・・



- ① 議員による積極的な政策立案（基本条例 § 13①）
- ② 審議・決議等を通じた政策提案・提言（基本条例 § 13②）

【参考】

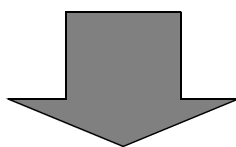
○京都府議会基本条例（平成22年京都府条例第44号）

（政策の提言及び提案）

第13条 議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。

2 議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。

3 議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。



○ 上記①・②に関するこれまでの議会改革の取組（資料3・4）を検証し、検討事項（論点）を抽出してはどうか。

（※ 前議会改革検討小委員会で検討した事項は、当検討小委員会では、情報化に関する部分を除き、検討事項（論点）としない。）